省令

○総務省

四八 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令 一 二 一四

四九 総務省組織規則の一部を改正する省令 一 二 一四

五〇 電波法施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 一 128 二

五一 地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令 一 二 一

五二 放送法施行規則の一部を改正する省令 二 八 134 一

五三 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令 一七 特12 一

五四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令 二三 二

五五 小売物価統計調査規則の一部を改正する省令 二五 145 一

○法務省

三九 刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令 二二 特15 一

○外務省

五 外務省組織規則の一部を改正する省令 一 四

六 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令 三〇 148 二九

○財務省

二八 外国為替に関する省令の一部を改正する省令 一八 特13 一〇

二九 支出官事務規程及び歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令 二九 147 一

○文部科学省

一七 大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令 一 129 一

一八 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令 二 134 三二

一九 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令 八 134 三二

二〇 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令 三一 149 二

二一 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 三一 149 四

二二―二五 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令 三一 149 四

○文部科学省、厚生労働省

三 公認心理師法施行規則の一部を改正する省令 三〇 一

○厚生労働省

六一 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 三 一

六二 国民年金法施行規則の一部を改正する省令 四 三

六三 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令 七 133 一

六四 令和元年台風第十九号に伴う災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令 二四 特16 一

六五 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令 二八 146 一

六六 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 三〇 特18 一

○農林水産省

三五 農林漁業団体職員共済組合の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 八 二

三六 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令 八 134 三六

三七 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令 八 134 五〇

三八 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令 九 135 一

三九 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令 一五 特11 一

四〇 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 二四 五

○経済産業省

三九 商標法施行規則及び商標登録令施行規則の一部を改正する省令 一 五

四〇 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令 八 三

○経済産業省、国土交通省、環境省

二 特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令の一部を改正する省令 四 131 一

三 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 四 131 二

五 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 四 131 三

○国土交通省

三七 建築基準法施行規則の一部を改正する省令 一 128 一一

三八 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 一 128 二六

三九 道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令 三 130 二

四〇 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令 一五 138 二九

四一 国土交通省定員規則の一部を改正する省令 二四 六